

## 総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成24年6月19日(火曜日)  
午前9時30分~午後3時00分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 委員長 山中佳子 副委員長  
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員(議長)  
村上健二 委員 西岡 晃 委員  
三好睦子 委員 高木法生 委員  
馬屋原 眞一 委員 坪井康男 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
岩崎敏行 議会事務局補佐 岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村田弘司 市長 林 繁美 副市長  
高橋睦夫 病院事業管理者 波佐間 敏 総務部長  
倉重郁二 総務部次長 奥田源良 総務部次長  
小田正幸 総務部税務課長 藤井勝巳 美東総合支所長  
堀 洋数 秋芳総合支所長 田辺 剛 総合政策部長  
篠田洋司 総合政策部次長 末岡竜夫 総合政策部地域情報課長  
久保 毅 上下水道事業局長 金子 彰 病院事業局管理部長  
古屋勝美 会計管理者 西山宏史 監査委員事務局長

午前9時30分開会

委員長（河本芳久君） それでは皆さんおはようございます。只今より総務企業委員会を開会いたします。それでは、先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました市長提出議案2件につきまして、審査したいと思います。ご協力よろしくお願いたします。

最初に市長さん、報告等ございましたら。

市長（村田弘司君） ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。よろしくお願いいたします。

委員長（河本芳久君） 各委員さん、何かございませんですか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今朝の新聞にも報道されるかなと思いましたが、されてません。昨日Y A Bで放映をされました。先の臨時議会で総務企業委員長さんが、臨時議長お務めになられて、当日確認をされた。いわゆる美祢市の基本条例、それから倫理条例について、全会一致で確認されたと私は受け止めておりましたが、私のことについて、当選無効の棄却が不服だと、決算書に誤りがあるということで、おそらくやられたと思います。

そのことにつきまして、委員長にまず当日臨時議長として何を確認された認識か、ちょっとお伺いをしたいと思うんですね。でないんですね、本会議場で決まったことが、いいですか議会の、それが外に出て、一般市民の方がやられるならともかく、議員の方がやられるということにつくと、私は議会で何を決めてもですね全く意味がないと。そうした議会運営あるいは、これは議長にも同じことを申し上げたいんですが、議会運営あるいは、委員長さんの委員会運営につきまして、市民は納得いかないんだろうと思うんですね。そのことについて、まず委員長さんにですね、臨時議長として、何をあのときに確認されて進められたのか。そして粛々と議長選、副議長選をやっていったと。私はそう認識をしておりますが、私の認識のズレなのか、それとも全くそんなことは無視してやろうとやるのか、その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

委員長（河本芳久君） 審議に入る前、今の先の臨時議会における議長選の前に兼職兼業にかかる異議の申し立てがあり、動議が出され、これを審議したわけですが、本委員会において今からそのことについていかがいたしましょうか。（発言す

る者あり)

委員(竹岡昌治君) 私は、今この委員会で諮ってくださいと言ってるんじゃないんです。当日臨時議長を務められた委員長さんとして、どういうご認識だったんですかとお聞きしたんですから、委員長さんの考えがお聞きしたい。こういうふうに思っております。そのご答弁頂いたあと、今度は議長にまた質問したいと思うんです。

委員長(河本芳久君) 審議の前にそういうご意見がございますので、一応私臨時議長をしておりましたので、この件について、私なりの解釈をそれでは申し上げます。

まずこの確認したことは、市の議員の倫理条例において、今回の異議申し立て、これに対して兼職兼業に該当するかどうか、これは該当しないと。104条のいわゆる公職選挙法にかかる問題については、これは我々の論議ではない。あくまでも倫理条例における兼職兼業が、この異議申し立てに該当するか否かと、こういうことだったと思います。もし私の見解が違えば、また申して下さい。

委員(竹岡昌治君) おそらくですね、申し出された方も同じお考えだろうと思うんですね。92の2、いわゆる議員の兼業禁止とですね、公職選挙法に基づく104条は別だところおっしゃるんですね。別だという認識だろうと思うんです。じゃあお尋ねしたいんですが、104条の公職選挙法違反の根拠、何が違反するかという根拠ですね、それはどういうご見解で、あのとき指揮とられたんですか。

委員長(河本芳久君) この件については、私自身も深めた審議をして、あの時点はおりません。だから、ここで見解をすることは控えます。あくまでも、倫理条例におけるこの92条に該当するか否かの、これを審議したかと思えます。

委員(竹岡昌治君) いわゆる92条2に抵触するかしないかは審議したと、という認識ですかね。一応しないという確認をしたとそれでいいんですね。

そうすると、抵触しないと議会が決めたものを、また再度そこで決めたものを再度また申し出ると。ということは、議会で決めても全く意味なさんのですよ。この委員会で何を決めても意味なさないんですよ。それが言いたいんです。ですから、今から何を審議して、何を決めても全く意味なさない。また違うところで違う論拠で、物事を進めていく。これはね、私は美祢市議会として、全く変な委員会運営並びに議会運営になろうと思うんですね。その辺もね委員長の見解は、92の2

を議会として抵触してないと確認をとりましたというふうなことですから、これ了解しました。

議長はそれから選ばれたわけでありますから、議長は議会を代表するわけですね。例えばですよ、私が委員会で決定したことや議会で決定したこと、仮に私が少数意見のほう側だったとしてですね、どうしてもこれは納得出来ないということで、他の機関に持ち込んだりですね、やってもいいかどうか、その辺をちょっと議長にお伺いしたいとお思います。もしよければ、私もやりたいと思いますから。

委員長（河本芳久君） 審議の、これは議案・提案に対する審議の場ですが、議長、これに対して答えられれば答えて下さい。

議長（秋山哲朗君） やってもいいかどうかというのは、非常に答えにくいことでありますけども、まず議会運営というのは、昨年3月の24日に制定しました議会の基本条例、政治倫理条例これに基づいてですね、運営されるべきでありますし、この確認も今回の臨時議会で確認されておりますので、それに沿ってですね、やはりやって頂きたいと思えますし、これプラス議会の中には申し合わせ事項というのもありますので、それに沿ってですね、やるのがこの美祢市議会じゃないかなと思っております。

ただこれに沿わなくてもいいかという、申し立てていいかどうかということは本人の質の問題ですからですね、私はなかなかこれに答えるということは差し控えたいというふうに思っております。

委員長（河本芳久君） はい。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 議長、都合が悪くなったら差し控えたいじゃすまんですよ。あなたこの議会の責任者であり、代表者なんですね、その方がいや私はどっちにしても発言控えたいですって。そんなことで通りません。

最近ですね、これは山大の先生が立山さんという方なんですが、第三セクターやら土地開発公社もいろいろ整理されてますよね、その中で破綻した場合の住民訴訟がいろいろ起きておりますよね。そうした住民訴訟が乱発されますと、どうしても正しいと言いますか、いろんなですね画期的な議論が出来なくなる議会が、というのが指摘されております。特にやっぱし、どう言ったらいいですか、市長が思いきった政策を何かしようとしても、それにいちゃもんつけていくとかですね。

そういうことを議員はそれを批判だと、あるいはチェック機能だとかうおっしゃ

るかも知れませんが、違うんですね。全く意味がちょっと違うんです。非難とチェックは違うわけですから、その辺のことをわきまえて、議長はですね質だとおっしゃったんです。ところが、その質をお互いが切磋琢磨しながらあげていこうというのが、基本条例じゃなかったのかなと私は思うんですね。

せっかく1年かけて議論して作ったにもかかわらず、私に対する個人的何か恨みはしょうがないと思いますよ。それはいいんです。いいんですが、議会のルールをやぶってまでやることじゃあ私はないと思うんですね。一般市民とされるんなら、これはまあ仕方がないんです。甘んじて受けます。しかし議会の中でそうしたルールを守らんでやるというのは、今後この委員会であろうと、本会議場であろうと、何を美祿の議会が議決されても、全く意味がないと、私はそれが申し上げたいんです。それで、今から議案を審議したって意味がないと、市民の皆さんに言いたいです。

ですから、もう一回お聞きします。議長に。答弁控えるんじゃないくて、すぱっと議長は議長としてやって頂きたい。いけんことはいけん。いいことはいい。その上で議会を統括して頂きたいと、私はそう思います。

委員長（河本芳久君） 秋山議長ありましたら。

議長（秋山哲朗君） まずですね、昨日何かY A B（発言する者あり）ここで何が起こったかということが、もれ伝わってきてますけども、どういうことが起こったか私もちょっとわかりませんし、おそらく今聞いておられる方も、見られた方あるかもわかりませんけども、どういうことが起こっておるかということも、ちょっと説明を先にして下さい。

委員（竹岡昌治君） じゃあ私の今度恥話になりますが、実は臨時議会でも申し上げましたように、公職選挙法104条に基づいて、私の当選無効の申し出がなされました。

当選無効の申し出はそれはご自由ですからいいんですが、当選無効は兼業禁止ということですから、これはあくまでも地方自治法上に定められた92条の2にいわゆる議員の兼職禁止の問題があります。その中に大きく三つの柱があると申し上げたと思います。臨時議会の時に。

一つは公共事業ということが謳われております。これはもう活字になっております。しかしながら、民法上公共事業に関わらず委託事業も含めるんだというのが民

法上の解釈です。従って、私はお年寄りの配食、毎日配食をいわゆる市から介護保険法に基づく支援事業、生活支援という事業としてやっております。一日数十食と申し上げたらいいと思います。100食ありません。数十食を250キロぐらい一日走って配食をする事業であります、それを契約は24年度もさせて頂きました。そしてやっております。そして、その委託事業も含まれるというのが一つの柱ですね。

二つ目の柱は、これを少なくとも半分以上、いわゆる事業量ね、その企業が例えば配食事業、わかりやすく言えば配食事業1,000万なら他の売上げが企業が1,000万、いわゆる50%以上あれば、これも兼業禁止の中に入りますよというのが実例判例なんです。これは法律じゃなくて実例判例なんです。

それから三本目の柱が、その企業に対する議員が支配権を持ってる。取締役であろうとなかろうと関係ないんです。監査役であろうと代表権であろうと関係なく、支配権があるかないか、当然私はありますから、ですから三つ目の柱はちゃんとあります。

そうしたことで実は申し立てが出ましたんで、選挙管理委員会から私のところに調査に来られました。ところが法律上私に調査権はないんです。私に対するですよ、調査権はありません。従って、私はその時は応じませんでした。というのは、申し出入さんが証拠を出すのが普通なんです。だから証拠を付けて出して、こうこうだから抵触してるんですよというやり方が本当なんです。これは行政の不服申請やっても、私には調査権はありません。協力して下さいということは言えるんですが、調査権ございません。従って応じなかったのは、罰則規定も何にもありません。

こうした法律なんです、それを市のほうが再度そうは言っても何とか確かめたいというので、私は決算書はお出ししませんと。もし必要ならば税務署に行ってとって下さいという話を申し上げました。ところが残念ながら、税務署は出してくれません。これは私が申請しても出してくれないんです。コピー下さいと言ってもくれないんです。そうした国税局の考え方があるんでしょうが、それでも欲しければ、開示請求されたらというふうに申されましたけど、私はそういう必要がなかったんでやりませんでした、但しですね決算書にご存知のように添付書類がたくさんございます。その中に法人概況か法人現況概況報告書かどっちかちょっと順番は

わかりませんが、そうした法人の概況報告というものを付けるわけですね。いわゆる1,000円単位での売り上げだとか、経費だとか、必要なところは全部書かれていますし、確か裏をひっくり返しますと、月別の分まで全部書くようになっております。役員が何人だとか、従業員が何人だったかですね、そうしたものも添付を義務づけられておりますから、これによろしかったらということで、原本とそれから決算書とお見せした上でお渡しをいたしました。その結果いわゆる4分の1に満たないということで、一応92条の2には抵触しないということは、104条で申し出られたのは、間違いなく申し出られたんですが、抵触してないということで、それが棄却理由でございました。

ところが、昨日のテレビでは、それは決算書と確かおっしゃったと思うんですが、決算書は出しておりません。概況書しか出しておりませんが、本人が出したんで、おそらくねつ造したものを出したんだらうというお考えだらうと思うんですね。それはいいんですよ、どう思われてもいいんですが、それで県に再度申し立てが出てきたと。いわゆる当選無効の棄却は不服だということで出てきたというのが現状なんですね。

これで意味がわかりましたですかね。それで私が申し上げたいのは、92条の2と104は別だという、確かに法律は別なんです。ところが公職選挙法の104条で申し出るということは、地方自治法の92条2に抵触しているか否かというのがポイントなんですね。それを委員長は臨時議長の時に確認をされた。そして抵触してないという確認で終わりましたという先程報告がありました。ということは、議会で決めたことなんですね。全会一致で。それを外に出て行ったと。そして、しかもそうしますと、今後議会の僕は議決に対しての重みもなければ信義性もないと私は思っています。だからこんな委員会をやっても全く意味がないと。決めちゃっても気にいらんにゃまた替えりゃいいわけですからどっかで、だめだと言って。あるいは住民訴訟まで持ち込むような手立て、監査請求とかいろいろやりながら、これはね議員がする仕事ではないと思っています。その辺で再度委員長、議長の考えを聞きたいとこういうふうに思っております。

委員長（河本芳久君） 状況は一応皆さん方今よろしゅうございますか、今一応確認はしました。

92条の問題については条例に謳っておるから、その条例に照らして多数の議員

が一応異議なしと、こういう確認をしたので、このことについては誰も同意しておると思います。

それから104条のことは、これは法令に関わることで、それに対して議会がとやかくやっていくわけでもないし、この件については言及がなされておられませんので、私の関与するところではございません。

この審査の再審査申し出があったということは、今お聞きしましたのでわかりましたが、これ以上のことについては、私自身も判断は持っておりません。これを議員がやられた誰がやられたということについては、（発言する者あり）そういう申し出があったということだけ、今、確認にきょう初めて今聞きましたから。それだけでございます。議長補足があったら、私の見解はそうです。

議長（秋山哲朗君） あくまでも請け負いがですね、50%以上あるというふうな証拠か何かあるわけです。申し立てられたかどなたか知りませんが。（発言する者あり）

委員（竹岡昌治君） もともとですね市の選管も申し出る時に、その証拠を付けて出すのが普通なんですね。推測じゃ駄目なんです。それを付けて出す。そして出さない場合は付けて下さいという要請をするように法律はなってます。何やったら申し上げましょうか。きょう持ってきてますから。そうなるんですね。

ですから当然証拠は付けられたんだろうなと思ったら、実はそんなありませんと、契約書だけ出されましたと、そしてあなたの事業量、決算書、そういうものを見せて下さい、出して下さいと、こういう要望だったんですね。じゃあどの法律に基づいて、私にそれを要請されたんですかと申し上げました。

そうは言いながらお互い市のことですから、私もきちんとしたいと思ったから、一応お見せはしました。それが信用ならんとおっしゃるんなら、後は税務署で開示請求されて見ていただくしかない、ということなんです。

議長（秋山哲朗君） 要は竹岡さんが出された資料が信用出来ないということで、されたということですか。（発言する者あり）

委員長（河本芳久君） その前に本委員会に付託された案件は、（発言する者あり）これはこの委員会でこのことについて審議するのか、議会においてやるのか、その辺のところ委員さんのご意見を（発言する者あり）はい、どうぞ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 穏やかに言います。また激昂いたしますと、市長さんから恫



喝とおっしゃいますんで、非常に穏やかに申し上げます。よろしゅうございますね。

竹岡委員さんが先程からおっしゃってたこと、誰が申し立てをしたかわからないと、知らないと、それはあくまでも、もう報道されたことですから、坪井康男でございます。坪井康男でございます。一市民である坪井康男が最初から市の選挙管理委員会に申し立てを、異議の申し出をして、それが棄却されましたので、昨日県の選挙管理委員会に対して審査の申し立てと、最初の市の選管に対する決定に不服があるという方は、県の選管に審査の申し出が出来るという規定に基づきまして、きのう審査の申し立てをいたしました。それがまず事実関係です。だから申し立てしたのは、美祢市民たる坪井康男でございます。それは市民の皆様にも明確にお答えをしておきます。執行部の皆さんにも明確にお伝えをしておきます。

その上で、今、竹岡さんが看過することの出来ない重要なことをいくつか申されました。その中で特に私は重大だと認識いたしましたことを、まず一点だけ申し上げます。

あなたは先程そういう審査の申し立てをする、あるいはそもそも市の選管に対して異議の申し出をする、そのこと自体が、今私が4月から美祢市議会議員になりました。議員として議会のルールを破ったと、このように先程明確に申されました。どの点が議会のルールに違反したのか、明確に具体的にお答えを頂きたいとこのように思います。

委員長（河本芳久君） お答えされますか。それとも（発言する者あり）はい、坪井委員。

委員（坪井康男君） いやしくも、この総務企業委員会のメンバーである坪井康男を、あなたは先程ルールを破ったと、非常に重大な発言をされました。議長さんは、坪井康男は議員としての資質がいかがなものかと、そこまで発言されました。そこまで私は言われて、じゃあ具体的な根拠は何ですかとお伺いしたら、言いませんと。これは少し公平な姿勢じゃないんじゃないでしょうか。お答え下さい。

委員長（河本芳久君） いいですか。どうぞ。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） さっき私が申し上げたのは、答えになるかならんか知りません。私が申し上げたのは、本会議場で決めたことが、いやそうは言うてもわしゃ気に入らんとか、私は納得出来ないとか、いろんな思いはあるだろうと思います。こ

れはわかりません。お互い人間ですから。それをですね他の機関に持って行って、不服を申し上げると。そうすると、議会で決めることは一体なんですかと、私はそれを問いよるわけです。さっきから、委員長や議長さんに問いよるのは。

そうすると、またここでいくら審議をしてもものを決めても全く意味がないと、私はそう申し上げてるわけで、ルールはそうはなってないでしょう。先程、議長が申し上げたように、基本条例というものを1年間かかって議論をし、そして92条2についてはどうするかというので、倫理条例のところ随分と議論してきたわけですね。その結果、地方政治、地方経済においては、判例、実例にあるように、2分の1以下なら容認していこうじゃないかというのが、その時の私は考え方じゃなかったんじゃないかと思うわけですね。

そうすると、そうして時間をかけやった条例ですよこれね。にもかかわらず、いいやそういうこと言っても、おりゃその時おらんやったということにはならないと私は思います。ちゃんと条例で決まってるわけですから。それをそうは言うても92条の2に抵触してるじゃないかと言うて、104条でおそらく無効申請をされたんではなからうかと私は思ってるわけです。それはそれでよかったんです。確認をする前の話でしたから。

そこで臨時議会で確認した後にも、またこういうことが起こるとするならば、私は臨時議長さんは何をやられたのか、その認識を問いたいと申しあげたら、さっき明確にお答え頂きました。だから今度は、議長にそんな議会運営を議長されてもいいんですかといってるわけですね。まだいやこれでやりますとか、やりませんかという話は聞いてませんけど。これはいやしくも議長、副議長の私は責任になると思います。

委員長（河本芳久君） 議長、ありましたら。

議長（秋山哲朗君） あくまでも政治倫理条例、そして議会の基本条例作っておりますので、これが臨時議会確認されておりますので、このとおりに最高機関でございますから、これに則って運営していきたいと思っております。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 重ねて今の竹岡委員さんの発言は、公平公正を欠くひどい発言だということで申し上げます。あたかも美祢市議会議員の政治倫理条例が成立したから、もう当時の美祢市議会議員の皆さんは、一切92条の2、兼業禁止規定に

抵触される方はいないというふうに決まったかのごとおっしゃいますけれども、これ全く本末転倒の話であります。その時はどういう形で抵触しないと判断されたのかわかりません。

あくまでも先程竹岡委員さんがおっしゃったように、92条の2に該当するか否かは、まず市との契約関係があるかどうか、そして契約関係があるとすれば、その機関の代表者は誰なのか、そして市との取引が50%以上か以下なのか、この3点間違いありません。

しかし異議の申し立てをする人がですよ。挙証責任とも言います。いいですか、証拠揃えて申し立てするという挙証責任は、異議の申し出にないんですよ。ところがまるでそこがすり替えられて、とんでもない議論をされてる。挙証責任がないから選挙管理委員会において、どうぞ50%以上か未満か確認をして下さいね、というのが公職選挙法104条の規定に基づく異議の申し立てですよ。あまり法令の中身をねじ曲げたような議論を、しかもこのような総務企業委員会という場でおっしゃらないで頂きたい。このように思います。

委員長（河本芳久君） じゃあ、ちょっと暫時休憩をしたいと思います。本論に入る前に、今そういう議会そのもののありようについてご意見が出ておりますので、この本論の提出議案の2件について審議する。ちょっと出来ませんので、暫時休憩いたします。

午前10時02分休憩

午後 2時09分再開

委員長（河本芳久君） それでは全員おそろいでございますので、先程しばらく休憩をさせていただきましたが、委員会を開催いたします。

いろいろご意見が出ておりましたが、議員の兼職兼業に関わるいろいろの問題点を、本委員会でも意見を先程賜りましたが、この件についてまだご意見のある方がございましたら、どうぞお願いしたいと思います。いいですよ。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 私の発言から、もう2時ですよ。暫時休憩を取られて、その間、委員長の運営、委員会の運営についてちょっとこれ、私、疑義があるんですね。

それぞれの委員の個人の皆さんと議長室で、あるいは他の場所も含めて、ずっと

調整をされてきました。まさに共産党さんがいつも言っていた密室政治なんですね。いわゆる離間作戦。離間作戦というのは切り離すという意味なんですね。こうしたことを見事にやってのけられて、強行突破しようというお考えだろうと思うんですね。

そうならば、私は倫理条例の何条ですかいね、決めてあるのは、誰か知っちゃって人おっちゃあないかいね。倫理条例の3条の2なんですけど、議員は政治倫理基準に違反する事実があるとの疑念を持たれた時は、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明にあたるとともに、その責任を明らかにしなければならないという原則規定なんですね。これを適用を是非していただいて、92条の2に抵触してるのか、してないのか。これは、私がいくら明らかにしようとしてもできない問題なんですね。私ができるならば努力いたします。しかしながら、できないんです。できないんならば、この倫理条例の3条に基づいて、私は92条の2について議論をしていただきたい。

そうすると委員長は、いや半数しかおらんと、この委員会おかしいと。こうおっしゃるんですが、私が申し上げているのは、朝から決して、密室政治をしてくれえとか、あるいは議会で決まったことを違う場所でまたやると。

一市民とおっしゃいました。私たちは確かに市民ではあるんですが、市民の皆さんから負託を受けた議員なんです。これは、バッチをはずそうが、はずすまいが関係ないんです。これは、24時間ずっと私たちは議員という認識のもとに動いているわけです。都合のええ時だけに市民になって、都合のええ時に議員になるわけじゃあないわけです。

その辺も含めていっそのこと、坪井さんがおっしゃるのも私すばらしいと思うんですよ。92条の2にもう議員は関わり合わないと。いわゆるそれこそ、申し上げたら悪いがどっかの首長さんがお茶を納品したということで、今、住民訴訟になっていますよね。いわゆる金額の大きい小まいじゃあないということになれば、我々議員は、お茶葉ひとつ市にも納品しない。何も売らない。それから契約もしない。

周南の倫理条例を見させていただきましたら、これは努力規定ですが、市との契約はしないと。できるだけやらないと。こういうふうになっています。美祢市は、私は何回も言って議論を重ねてきて、やったじゃあないかと言っても、それが本会議場できちっと確認をとったとおっしゃったですね、委員長さんは。にもかかわら

ず、こういう問題が起きてくるということは、私は、議会の議決が無視されているんじゃないかという言い方を午前中しました。

それからもう一つ、私が申し上げたのは、私自身が選管に対しまして、選挙管理委員会に対しまして、協力要請がありましたんで、法人の概況報告書というものを差し上げましたと申し上げました。ところが、きのう、それは決算書に誤りがあるんじゃないかというような一つの見方なんですね。そうなれば、当然、異議申立人にじゃあ証拠を添付してくださいということ是可以するんです。申立人にしかできないんです。言い換えれば、私にそれを出せということ是可以ないんです。拒否したからって罰則規定もないんです。拒否する気もありませんが、今の段階でそれを出す気もありませんもう。なぜかって言ったら、信用性がないとおっしゃるんで、国税局からとられたらおわかりになるうと思ひますんで、それは、それで委ねていきたいといふうに思ひます。

ただ、どっかで議論があったと思ひますけど、そうした申立人が出さなくちゃあいけないという規定はないとおっしゃったんですが、様式まで全部決めてあります、申立人に。これは、議長にも先程確認していただきました。私が持っているこのファイルの中に、こういうのがありますよと。行政不服法の第26条にそのことも記述されてますし、様式はこういう様式で出しなさいということもなっております。

従って私はこれ以上、委員長さんが強行突破されるならば、この美祢市議会は、委員会運営はあくまでも密室主義でやられ、そして決まったことは守らないというような議会体質のまんまでいかれるのか、この辺になりますと、委員長だけの責任じゃあないと思ひます。議長、副議長の責任に私はなるだろうと思ひます。

従って、今期のこの27日が最終日でございますが、その時までには私としてはじゃあない、どうやったらと言われれば、私は、もう議員は、一切、お茶葉一個売らないと。契約をしない、市と。それならばもうきちんとしたものが出来上がります。これは全国あります、そうした市町村も。どっかの議員さんですが、養老院にまんじゅうを納品したために、議員を辞職に追い込まれた方もいらっしやいます。だからそういうきちんとしたものを議論をして決めて、27日いただくならば、私は、市民の皆さんが聞いておっても議会はきちんとしたなと思われたいと思ひます。

もしくは、議会のルールからすれば、何できのうの時点で、また異議を再度申し

立てられたかわかりません。一旦確認をとった以上は、そういう行為は議員としては、私はすべき問題じゃあないと。こういうふうに思っています。

委員長（河本芳久君） 今、中断した意図は、本委員会のみでこれを審議するんじゃないくて、全議員に関わりがある。そういう問題であるから、この取り扱いをどうしようかと。しかし貴重な、また重要な案件でもあるので、一応審議はいたしました。が、なかなかその審議の進め方、いろいろ問題点はあったかありませんが、なかなか合意点というか、理解する、これが至らないので、本案のいわゆる、2件について、いわゆる2件を十分委託された案件を審議するのが、優先するのではなからうかと。

しかし、今までいろいろ意見がございましてので、中断しておりましたので、継続して、今、ご意見を伺ったんです。そういったご意見に対して、皆さん方この委員会の進め方じゃあなくて、今の竹岡議員のご意見に対して、何かご意見があればお伺いします。はい、どうぞ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 只今、竹岡委員さん、いくつかのことをおっしゃいました。政治倫理条例3条違反の問題。あるいは、お茶葉一枚売ってもいけんちゅうなら、もう議員を辞めるといようなご発言もありましたが、私個人の問題じゃあありませんので、皆さんの議論に委ねます。

私は、一点だけ今、おっしゃったことに事実と違うところがございましてので、その点だけ申し上げます。ここに実は、きのう提出いたしました審査申立書。県の選管の受付印もあります。ここに持っております。その中に私はこうっております。

本件審査申立人は、美祢市選挙管理委員会が異議の申し出を棄却する決定をなす根拠とした証拠書類が、本件当事者の竹岡昌治氏自身が作成提出したもので、客観的な証拠価値の高い書類に基づくものではない点に不服があるので、ここに公職選挙法第206条第2項の規定に基づき審査の申し立てを行うものですと。こういうふうには書いています。

決算書に誤りがあるというようなことは全く触れておりません。お疑いがあるならコピーを委員長さん渡してもらえませんか。これが事実であります。

従って、先程来、私が申し立てしたこと自体が、市議会議員としてあるまじき行動であると。これは全く事実と反する変な議論であります。この点だけは、きちん

と私自身、個人の名誉を守る観点から申し上げておきます。他は、皆さんに委ねます。以上です。

委員長（河本芳久君） 委員の皆さん何かご意見がございましたら、ここで結論出すとか、どうするっていうことは、ちょっとこの委員会では出来かねる問題だと思っております。はい、どうぞ。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） それでは、再度、はっきりしておきたいのは、じゃあ、本会議場で確認を取ろうと決まろうと、委員会で決めよう決めまいと関係ないと。こういうことでお進めなるという認識でいいですか、委員長さんが。どこ委員長さん見ちゃっての。私のほうちょっと見てください。そういう認識でいいですかと、美祿の議会は。それでいいですか。

私は92条っていうのは、議員のそのものの資格の、兼業の92条の2の問題ですよね。104条で申し上げたと言ってやけど、104条は、違反は何かって言ったら、92条の2が基なんですね。そうでしょう。それを、いや別問題だって、それは別問題じゃありません。104条の申し出の根拠は、92の2なんです。

それは、もう臨時議長の立場としてちゃんと整理をされたにも関わらず、それはいや納得できない。今おっしゃった、私が作った決算書だから、客観性がないところおっしゃるわけですね。じゃあ、誰が作ったら客観性があるのか、ちょっと私わかりません。ですから、ちゃんと証拠をそろえて申し上げていただきたい。これが104条の根拠規定なんです。その根拠規定はこうなのにと。

だからいいですか、交通違反をして、スピード違反をしたと。スピード違反は道路交通法でしょう。じゃあ罰金払わなかったから、今度は科料取られたり、いろんなことをする。また違う法律なんですね。だけど原因は一緒なんですね。根拠は何で起きたんかと。

そうすると議会で、このあいだの臨時議会で確認を取ったことは何なんですか、委員長さん。それはしかも委員長が臨時議長としてされたんですよ。それをいやあ、ああだこうだとおっしゃるならば、私は大きくもっと声を出しますよ。市民の皆さんこんな議会在美祿の実態ですよ。市民に言わしたらとんでもない議会でしょう。決めたことが守られない議会なんて。そんなら解散したほうがいいですよ、そんな議会は。ひとつも動かんじゃあないですか。

しかも、いいですか、もう美祿市には監査委員は2ヶ月間約、不在ですよ。何で

こんなことが起きているんですか。執行部の責任ですか、議会の責任ですか、どちらなんです。

そんな議会をつかさどる私は、さっきから申し上げたのは、議長、副議長の責任ですよと僕は言っているわけです。委員長さんもそんな委員会運営をなさってもいいんですかと、僕言っているんです。それで市民の皆さん納得できるんですか。こう言っているんです。私の個人的ないじめはいいですよ、いくらやられても。だけど最低限議会のルールだけは守っていただきたい。そして運営していただきたい。これが要望です。

これ以上議論やって、いやあ、きょうは、もう大事なことがありますからって、大事なのはわかっています。我々議員が議案を審議するのは当たり前のことなんです。ところがそれ以前の問題なんです。決めたことが守れないという、それ以前の問題なんです。それは、議長が議員の資質の話をされたかもしれませんが、私はやっぱり基本条例に基づいた議会は、議会人は、それなりの品位と見識を持っておられると、私は思っていますよ。それを無視して進まれるんですか。それならそれでいいですよ、私は。無視をして進んだということさえ、残してもらえれば。

委員長（河本芳久君） はい。坪井委員。

委員（坪井康男君） 竹岡委員さんは、いろんな話をごちゃ混ぜにして、極めて巧妙に議論をされようとしております。

もう一遍確認をいたしますけれども、公職選挙法104条の規定に反して、ある特定議員さんが当選通知を受け取って、5日以内に契約関係をやめたという届け出をしない場合は、失職するという規定であります、公職選挙法104条は。それで、本当にそれに抵触するのか、しないのか、それを私は、公職選挙法104条に基づいて、市の選管に異議の申し立てをしたわけであります。

異議の申し立てをするに当たっては、竹岡議員さん先程からおっしゃったように、あたかも私がきちんとした証拠を全部取りそろえて、申し立てをしなければおかしいと。さらに県の選管への申し立ても証拠をきちんとそろえて、つまり証拠と言いますのは、竹岡議員さんのお話によりますと92条の2に違反しているという証拠、それをそろえていなければ、県の選管に審査の申し立てができないかのごとくおっしゃっている。この点は完全に間違いであります。

正式には抵触するか否かは、市の選管もしくは県の選管の判断事項でありまし



て、私はその前に株式会社タケオカと美祢市は配食サービス事業を、委託契約を、平成22年度、23年度、24年度結ばれておりますよという契約書を、まず出しました。それから竹岡昌治さんが株式会社タケオカの代表取締役である登記事項証明書も添付いたしました。それから、市と配食事業に関する委託金額が、平成22年度も23年度も約1,000万でございます。その資料も支出命令書を添付して出しました。私が出した証拠はそれだけです。

あとは、株式会社タケオカさんのトータルの売上がいくらですかと。それさえ市の選管もしくは県の選管で確認をされればいいことであって、そこまで私が提出しなければだめだという規定はどこにもありません。

それで、先程申し上げましたこの申立書ですが、2回に渡って県の選管と打ち合わせた内容そのまま書いてあります。これならば受理できますよとおっしゃるから、昨日提出いたしましたわけです。県の選管は、きのうは受け付けですが、二、三日以内に一言一句精査いたしまして、補正がないと、事項がないということであれば、平成24年6月18日付けで本異議審査申立書は受理いたしますというご回答までいただいております。

そして、この審査申立書は、議員であればしてはいけないというルールなり、規定なり、申し合わせ事項は、どこかにあるならば具体的にお示しをいただきたい。そうでなければ、竹岡議員さんのおっしゃったことは、単に根も葉もないでっち上げの議論だとしか、私は申し上げようがありません。この審査申立書をする要件がそんな議員ではだめ、市民であればいい、あるいは美祢市選挙人であればいいと。そんなことは何の規定もございません。それが私の認識でございますので、具体的に説明をなさってください。以上です。

委員長（河本芳久君） はい。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 別に坪井委員に反論するわけじゃあないです。政治倫理条例で、もし疑義があるならば、この条例をもう一回お読みになったらわかると思います。申請できるようになっているんですね、条例上。審査会を開くようになっていますね。その手続きは、全部とられてないんです。無視されてるんですよ。ですから、私が申し上げているのは、やっぱり美祢の議会が決めたルールは最低限守りましょうやと、朝から言ってるわけですよ。どっか違いますか、私が言っているのは。

委員長（河本芳久君） はい、どうぞ。坪井委員。

委員（坪井康男君） 今、竹岡議員さんがおっしゃいました美祢の市議会が決めたルールというのを、具体的におっしゃってくださいませ。ただ、決めたルールだ、決めたルールだとおっしゃってる。ひとつも具体的に竹岡議員さんおっしゃってません。これは、おっしゃるべきじゃあないでしょうか。以上です。

委員長（河本芳久君） いろいろお二人のご意見で朝から、本委員会に付託された案件は執行部からの2件でございます。途中で当初会議が始まったとたんに、竹岡議員から今の議題について、本委員会で審議したらどうかということでございましたので、重要な案件でもあるし、ご意見をひとつ言ってくれと。そして今日、今まで来ましたが、他の委員さん何かご意見ございませんでしょうか。

この審議とそれから総務企業委員会の議会の運営のありよう、これについても今ご意見ございました。皆さん方委員のひとつご意見を伺い、それに従って委員会の審議を進めたいと思っています。私の独断と偏見でこの委員会を運営しているのではありません。皆さん方のご意見、そしてお二人のご意見も十分拝聴させていただいた。その背景の中で、ご意見を賜りたいと思います。どうしましょうか。皆さん方のご意見ございませんですか。（発言する者あり）読んでおるけど今、この場には持ってありませんから、しっかりした（発言する者あり）

あくまでもこの倫理条例の問題については、本委員会で審議して、こう結論出す方向ではないと、これは私の認識。なぜならば、これはあくまでもこれは、全議員に関わってる基本的事項。これについて議長にもお諮りして、そういう場を作ったらどうだろうかと。その提案は、やってきました。

しかし、委員さんのそれぞれのご意見もありましようから、その委員の意見を聞くために、それぞれの委員さんの意見を聞いた。これが密室というご意見がございましたが、密室ではなく、あくまでも委員会推進上のご意見を賜って、そしてどうぞ自由にお二人の意見交換もありましようが、委員自身の意見も聞き、それで最終的には本委員会の取り扱い、進め方について最終的には、ご審議願わないと、これは議案の審議になりません。重要な議案でありますから今まで時間をさいて、この場を設けたわけです、委員長としては。はい、どうぞ。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 先程も私申し上げたんですが、倫理条例の3条の2を適用して私は申し上げたと。ちょっと申し上げたんですが、委員長さんの認識は、重大な

問題だからだとおっしゃったんですね。

ですが、これは全体じゃから、全体じゃからって言うてやけど、疑念を持たれたのは私なんです。その本人が倫理条例3条の2を使ってお願いをしているのにも関わらず、全議員の問題だとすり替えて行こうとされてます。第4条が調査請求権があるんですよ。委員長さんそれを見てもおられないと。

極めて委員長さんがやられたのは、一人ひとり呼ばれて密室政治をやられたと。こういう委員会の進め方をされるんですかと、さっきも問うたんですが、いやいや進めるために調整したんだとおっしゃるんです。何を調整したんかさっぱり市民には見えてないです。私もわかりませんし、何を話されたのか、何を調整されたのか、わかりません。そうした委員会運営をまだ続けようと言われてるから、私申し上げているんです。先程からこうやって、議長も副議長も何も言われていない。こんな議会をやるんですかって、僕は言っているんですよ。

委員長（河本芳久君） それでは、皆さんにお諮りをします。今の兼職兼業の問題、選管に異議申し立ての問題、これを本委員会で議題として審議することにご異議がありますか。それともこれは、一応、意見はここまできたので、本委員会に付託された案件をいかにして審議するか、そちらのほうについてご意見がございましたら。（発言する者あり）だから、委員さんの各意見をひとつお聞きしたいと思います。今までずっとお二人の意見を聞きながら、本委員会の付託された案件には、まだ入っておりません。こういう事態について皆さん方委員は、どのようなお考えになるかひとつご意見を聞かせてください。

密室で調整じゃあなくて、あくまでもこの議案が委員個人から出たからそれを取り上げないで、本委員会を進めてはいけませんから、一応の意見は聞きましょうということで、今まで聞いてきたわけです。これ以上皆さん方各委員がどう判断されるか。それに基づいて、私はやはり委員会を運営したいと思っておるんです。委員各位のご意見を聞かせていただきたいと思います。このまんま、これをまだ続けていくか。それとも、これはどこかの場を設けて十分議会として審議していくか。このまんまの意見交換、討論をずっと続けていくのか、この辺りを整理しないと次に進めることができません。各委員のご意見をひとつお願いしたいと思います。（発言する者あり）はい、どうぞ。西岡委員。

委員（西岡 晃君） 今、竹岡委員が言われた政治倫理条例、確かに昨年、一年間

かけて、また作ってきました。これは間違いのない事実ですので。全部が全部頭に一言一句入ってるかと言われると、私たちも一言一句どういうことを書いたかというのは覚えてませんので、ちょっと時間、ちょっと取ってもらって、そのコピーを、今、手元にございませんで、配付していただいて、ちょっと読ませていただければというふうに思います。

それで、この委員会でやるべきことが否かというのは、ちょっとそれを見て判断をさせていただければというふうに思います。

委員長（河本芳久君） 今、西岡委員からいわゆる倫理条例の3条の2項について、もう一遍確認してこの議論をまだ継続するか、それとも一応、この意見は十分賜ったので、別の委員会なり、議長にお取り計らいを願って、その場に委ねるという形で皆さん方の意見として、いやそうじゃなくて、せっかくここまで来とるんだからしっかり意見を出してもらおうと。西岡議員は、まず今のような条例のコピーを見てから、そして審議するかどうかっていうことでちょっと提案があったんですが。他の議員さん、じゃあいかがですか。いいですか。

じゃあしばらく休憩で、そこをひとつコピーをして、委員各位に配っていただきたいと思います。それじゃあ、しばらく休憩いたします。

午後2時40分休憩

.....

午後2時57分再開

委員長（河本芳久君） それでは再開いたしたいと思います。

先程、議員の政治倫理に関する条例をご配付いただきました。それから、先程から、今朝からも出ておりました議員の申し合わせ事項、これらについていろいろ議論しておりますけれども、こういった問題は、本委員会だけで、常任委員会だけで議論するのではなく、全議員に関わりがあり、そして、議会としての方向性も、それを定めていかななくてはならない。

そういった意味で、委員長提案としたしまして、やはり先程の、兼職兼業に関わる議論をこの場で深めても、議会全体の問題でございますので、議長にお諮りし、そういった審議の場を持っていただくと。こういうことで、この問題については、一応そのような場を通じて議論をする、討論していくと。

本委員会に付託された案件は、明日の2時から、一応付託された案件について

は、審議を再開するという事で、早朝からいろいろご意見を賜りましたが、本日の委員会はこれにて一応終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（河本芳久君） それでは、一応ご意見はやはり貴重なご意見として、議員全体の論議に待ちたいと思いますので、これにて本日は散会いたします。ご苦労様でした。

午後3時00分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年6月19日

総務企業委員長

